

委員会における反対討論

〔手をあげて「委員長」と呼ぶ。〕

私は、「真っ直ぐ野党」の久乃社党^{ひさのしゃ}を代表いたしまして、ただいま議題となっております任意後見契約における医療行為代諾特約に関する法律案に対し、反対の立場から討論をします。〔同じ会派委員、拍手〕

そもそも本法案は、立法過程における妥協の産物として作られたものであって、非常に中途半端な内容となっております。本来であれば、成年後見制度全体のなかで、ドイツの世話法を参考にして、医療行為の代諾を取り入れるべきであるのに、成年後見制度でも利用例が極めて少ない任意後見契約に限って代諾特約を認めようというものとなっております、本当の国民にニーズに全く応えないものと言わざるを得ません。にもかかわらず、その内容も非常に稚拙で、粗雑なものとなっております、現場での混乱は火を見るより明らかなものとなっております。したがって、私どもとしてはこの法案は即時廃案にすべきであると、声を大にして反対の意見を述べるものであります。〔拍手〕

反対の第一の理由は、医師の免責が必ずしも明確でない点にあります。そもそも「代諾」という言葉は、他の法律で用いられていないものであって、それが成年後見制度で用いられる「同意」や「追認」と異なることを暗に示すものとなっております。つまり、代諾が得られても、法的に医師の責任が免除されるとは限らないということです。これでは、後々の責任追及を恐れて医療行為を避けようとする医師の心理的負担を軽減するという立法趣旨に全く外れていると言わざるを得ません。〔拍手〕

反対の第二の理由は、任意後見人が代諾権を濫用することを防ぐための制度が欠落している点であります。例えば、ドイツ世話法では、本人の生命の危機を招くおそれがあるような医療行為については、裁判所の許可を必要とする仕組みが作られています。これに対して、本法案では財産管理の仕組みである任意後見契約がそのまま土台となっており、命や身体が、家財道具と同じ扱いになってしまっているのです。これでは、本人の意思に反して、不妊手術や墮胎、身体的拘束などが行われることになってしまいかねず、まさに人間を犬や猫と同じように扱う仕組みと言わざるを得ません。常時、任意後見監督人の目が後

見人に届く訳ではないので、気付いたときには手遅れになるということもありえるのです。〔拍手〕

このように、少し考えただけでも欠陥の多い法案は即座に廃案とし、真に国民のためになるような制度を作っていこうではありませんか。このような法律を作っては、国会が国民からの笑いものになってしまうことでしょう。もはや政府・与党は後見人が必要な状況にあるといわざるを得ません。法案の廃案とともに、速やかな政権交代を求めていきます。〔拍手〕

以上の理由から本法律案に反対することを表明し、討論といたします。ありがとうございました。〔拍手〕